

県・市町・事業者が分担して補助金を負担! 兵庫県が取り組む離職を防ぐハラスメント対策

兵 兵庫県は2017年度からいち早く「介護現場におけるハラスメント対策事業」を進めています。中でも「2人訪問の費用補助」は、全国的に見ても県独自の取り組みとして注目に値します。訪問看護師・訪問介護員の安全対策、離職防止対策の意気込みを聞きました。



取材協力▶坪井宏徳さん ● 兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課 課長

つほいひろのり

1979年1月17日京都府舞鶴市生まれ。2019年7月から兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長。

4本柱でハラスメント防止に尽力

兵庫県では2017年度から「訪問看護師・訪問介護員安全対策・離職防止対策事業」を実施し、利用者からのハラスメント防止に力を入れています。事業の柱としては4つあります。1つ目は相談窓口の設置です。この事業を始めるきっかけとなった暴力に関する調査によると（2014年度実施）、利用者等から暴力を受けた経験のある訪問看護師は5割を超えていました。そこで、ハラスメント事案が起こったときに相談できる窓口を兵庫県看護協会内に設置し、暴力等の対応相談に応じています。

2つ目として、2018年度に全国に先駆けて『訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル』を作成しました（兵庫県看護協会への委託事業）。これは事業者向けのもので、どのような行為をハラスメントと捉え、ハラスメントに関する共通認識を踏まえた上でどのように対応すべきかなどを示しています。マニュアルの本体はWEBサイトからダウンロードできますが、マニュアルの冊子版には、対応の参考になるようにと、個別事例も掲載して県内の事業所に配布しています。

3つ目として、兵庫県看護協会の協力の元に研修会を実施しています。事業を始めた当初は、ハラスメントの認識は広まっていませんでした。そこで訪問看護師、介護員や管理者向けに、ハラスメントとは何かをまずは認識してもらうために、基本的な研修から始めました。

4つ目は、2人訪問を進めるための事業です。利用者から

のハラスメント行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者・家族の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に、費用面での支援を実施しています（表）。補助金は県・市町・事業者がそれぞれ1/3ずつを負担します。事業者には雇用管理を主体的に取り組んでもらうために、市町には利用者に対してサービスを提供する主体として取り組んでいただく必要があるとの考えから、それぞれ費用を負担してもらっています。県が負担する理由は、そもそもなぜ本事業に取り組むに至ったかという話につながってきます。2040年を見据えると介護が必要な高齢者が増えるにもかかわらず担い手となる生産年齢人口が減っていく状況の中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには在宅サービスの充実とそれに伴うサービスの担い手を確保していくことが必要です。特に訪問系サービスの担い手は介護職員の中でも確保が難しいと言われる状況の中で、利用者からのハラスメントにより離職する訪問看護師・介護員が少なからず生じていることから、関係者が一体となって利用者からのハラスメント対策に取り組む等、働きやすい環境を整えていかねばなりません。それで県も、市町・事業者と一体となってこうした問題に取り組むべきであることから上記のような補助金の仕組みにしています。

補助金の申請先は市町になりますが、この4年間で25市町が事業を実施し、予算措置をしていただける市町も増えている状況にありますので、事業の必要性についての認識が徐々に広がっていると感じています。